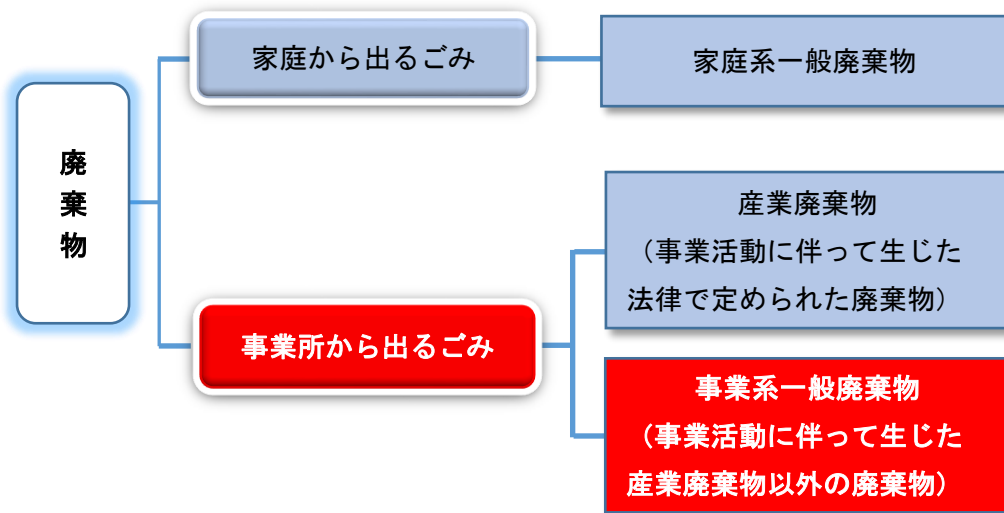


事業者の皆さんへ 事業系ごみの出し方

上伊那広域連合 平成30年8月

ごみ（廃棄物）は、家庭から発生するごみ（家庭系ごみ）と、**事業活動により発生するごみ（事業系ごみ）**があります。事業系ごみは、法律で規定された、**産業廃棄物と事業系一般廃棄物**に分けられます。



● **産業廃棄物とは**
事業活動に伴って生じた廃棄物です。法律で規定された廃棄物です。

● **一般廃棄物とは**
法律において「一般廃棄物」とは「産業廃棄物」以外の廃棄物をいいます。

産業廃棄物種類 事業系ごみのうち、法律で定める次の20種類は「産業廃棄物」に該当します。

あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	8 金属くず	※業種により一般廃棄物となる。 特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず
	2 汚泥	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		14 木くず
	3 廃油	10 鋳さい		15 繊維くず
	4 廃酸	11 がれき類		16 動植物性残さ
	5 廃アルカリ	12 ばいじん		17 動物系固形不要物
	6 廃プラスチック類			18 動物のふん尿
	7 ゴムくず			19 動物の死体
20 産業廃棄物を処分するために処理したもの				

事業者の責務

法律では、事業者が、その事業活動に伴って生じた廃棄物は、「自らの責任において適正に処理しなくてはならない」「再生利用等を行い減量に努めなければならない」「適正処理確保のために地方公共団体の施策に協力しなければならぬ」と定められています。

上伊那広域連合のごみ処理施設で受け入れできる事業系ごみ

上伊那広域連合のごみ処理施設は、事業活動に伴って生じ、再生利用できない一般廃棄物のみ受入をします。



○ **産業廃棄物は受入しません。**
○ **不燃ごみは産業廃棄物です。**



事業系ごみ（一般廃棄物）の処理方法

① 処理施設に自ら搬入する。
事業活動から出た一般廃棄物のみを、ごみ処理施設に自ら持ち込んで処理します。

② 民間のごみ回収業者に依頼する。
市町村の許可を受けた「一般廃棄物収集運搬業者許可業者」に依頼して処理します。



〇ごみ処理施設使用料

事業系ごみを、上伊那広域連合のごみ処理施設に自ら持込んで処理する場合は**事業系ごみの施設使用料**がかかります。

	施設使用料
事業系ごみ (一般廃棄物)	10kgを単位とし、 10kg当たり 400円



事業系ごみ（一般廃棄物）の受け入れについて

● 上伊那広域連合のごみ処理施設に搬入できるごみは「一般廃棄物」のみです。
「**廃プラスチック**」「**金属くず**」「**ガラスくず**」等は**産業廃棄物に該当するため、上伊那広域連合のごみ処理施設へ搬入できません。**

● 飲食店やスーパーマーケット等から出る食品廃棄物（野菜くず、調理くず、魚腸骨等）は一般廃棄物となりますが、できるだけリサイクルしましょう。

食品関連業者※とは
「食品販売業者」「飲食店」
「ホテル・旅館等食品提供事業者」のことです。



● リサイクル可能な紙類は従来から受け入れられていませんので、資源化にご協力ください。機密文書であっても、機密を保持しながらリサイクルできる業者もあります。

● ごみ処理施設へ搬入する際は、中の見える袋等をお使いください。

展開調査のご協力について

上伊那広域連合のごみ処理施設へ搬入される事業系ごみ（一般廃棄物）の中に、**産業廃棄物が混入されていないか**、搬入ごみの展開調査を実施しますので、ご理解ご協力をお願いします。

受付票の記入にご協力ください

現在、ごみ処理施設では、家庭系ごみ、事業系ごみにかかわらず、受付で「受付票」の記入をお願いしています。

事業から出たごみは、事業系ごみとなりますので、正しくご記入ください。

お問合せ先

- 市町村一般廃棄物担当課
- 上伊那広域連合
施設課
環境衛生課